

成年後見制度利用促進基本計画推進のため ニーズ調査から始めてみませんか？

わたしたちは、**権利擁護センター“Felix”**(仮)を設置します。
地域共生社会の実現に向け、権利擁護の支援体制をいっしょに構築しましょう。

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。 <別紙1参照>

基本的な考え方及び目標等

- (1) 今後の施策の基本的な考え方
 - ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
 - ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
 - ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。
- (2) 今後の施策の目標
 - ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
 - ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
 - ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
 - ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。
- (3) 施策の進捗状況の把握・評価等
基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

2

出典：地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き P149 より

権利擁護センター“Felix”



特定非営利活動沖縄スーパービジョン研究会は、沖縄県内の福祉業界に、スーパービジョンの普及と定着を図るため、2017年9月設立いたしました。メンバーの多くが社会福祉士であり、その大半が成年後見活動の実務を担っております。そのような強みを活かし、権利擁護センターを立ち上げることを決意いたしました。

権利擁護センター“Felix”(仮)は、成年後見制度の必要な方が、安心して利用でき、そのメリットを実感できるよう、地域連携ネットワークを構築し、中核機関として、制度の運用・改善を図ります。

“Felix”(仮)の概要

- 名称**：〇〇権利擁護センター“Felix”(仮)
(〇〇には、市町村名等が入ります)
- 設置場所**：市町村との打ち合わせで決定します。
- 設置種別**：委託型中核機関を検討
- 相談対象**：住民、支援者、支援機関

成年後見制度利用促進ニュースレターを活用 (厚労省発行)

1. 中核機関とは何ですか？[第1号]
2. 今ある「成年後見センター」を中核機関と判断してもいいですか？[第2号]
3. 広報・啓発のポイントは何か？[第3号]
4. 中核機関を「直営か委託」とするのはなぜですか？[第6号]
5. 中核機関を広域で設置する場合は、どうしたらよいですか？[第6号]
6. 受任調整と言われても・・・[第6号]
7. 法人後見の運営の方法について[第6号]
8. 計画策定と中核機関設置はどちらが先ですか？[第6号]
9. 中核機関設置、市町村計画策定のための「調査」って？[第7号]
10. 成年後見制度の利用促進施策のなかで、日常生活自立支援事業の今後の見通しは？[第7号]
11. 親族後見人や専門職後見人への支援の方法で何かよいアイデアはないか？[第7号]
12. 家裁との連携で悩んでいます。[第7号]
13. 中核機関に市町村長申立ての事務委託ができますか？[第8号]
14. どの時点で中核機関を設置していると判断したらいいでしょうか？[第11号]
15. 法人後見を受任している法人が受任調整を行う中核機関を担ってはいけなないのでしょうか？[第12号]
16. 成年後見制度のニーズがありません。[第14号]
17. 中核機関の設置について要請する通知は発出されていますか？[第15号]

スーパービジョンを描くことから
始めよう



権利擁護センター“Felix”(仮)の業務内容(案)

1. 成年後見制度の普及・啓発などの広報機能

地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関と連携しながら、パンフレット作成・配布・研修会・セミナー企画等の広報活動に取り組みます。

2. 相談機能

地域住民や地域包括支援センター、福祉関係者などからの相談に応じ、情報を集約するとともに必要に応じて各専門職団体の支援を得て、後見等ニーズの精査と必要な見守り体制に係る調整を行います。

3. 成年後見制度利用促進機能

(a)受任者調整（マッチング）等の支援

当センターが後見人候補者を推薦するにあたっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を構築していきます。

(b)担い手の育成・活動の促進

地域連携ネットワークを活用し、市民後見人の育成や法人後見の担い手の育成や活動を支援していきます。

(c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

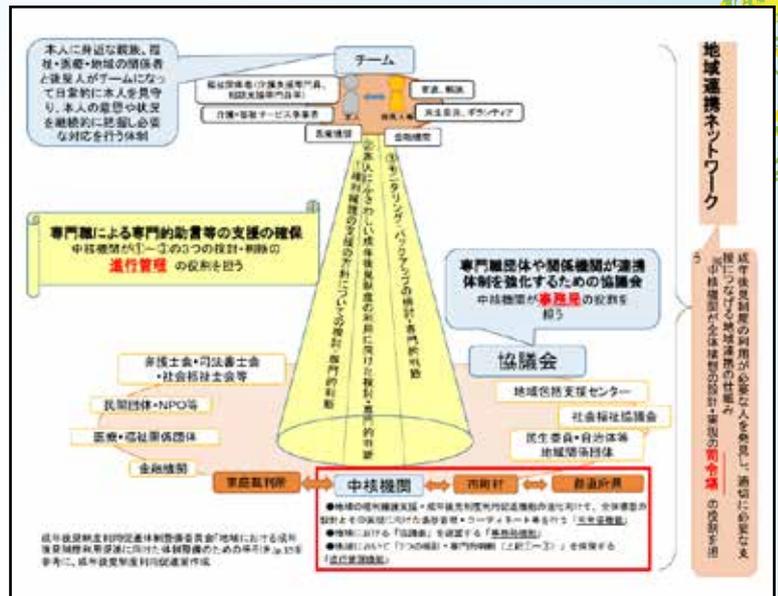
日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携強化を図るとともに、保佐・補助類型の活用、後見類型への転換などを推進していきます。

4. 後見人支援機能

親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、関係者がチームとなって本人を見守る体制を作ります。また必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、本人の意思を尊重した後見活動ができるよう支援していきます。

※業務内容につきましては、市町村との打ち合わせで決定します。

地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連携イメージ



出所：成年後見制度利用促進 ニュースレター 創刊号より

成年後見制度利用促進体制整備関係予算(令和元年度)

都道府県の支援の下、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する
【成年後見制度利用促進体制整備推進事業】

市町村

- ✓ 中核機関の立上げ支援や先駆的取組の推進
 - ① 中核機関の立上げ支援
(関係機関との会議費、先進地視察等)
 - ② 中核機関の先駆的取組の推進
(受任調整会議や専門職による助言に関する仕組み)
- ✓ 広報・啓発
(高齢者) 成年後見制度利用支援事業 (地域支援事業費交付金)
(障害者) 成年後見制度普及啓発事業 (地域生活支援事業費等補助金)
- ✓ 市民後見人の育成 権利擁護人材育成事業 (地域医療介護総合確保基金)
- ✓ 法人後見研修等 法人後見支援事業 (地域生活支援事業費等補助金)
- ✓ 交付税 (標準団体 10万人規模：約 300万円)
※中核機関設置運営費及び市町村計画策定費

都道府県

- ① 体制整備アドバイザー等による広域的体制整備中核機関職員
- ② 市町村等に対する研修
- ③ 専門的相談窓口

お問合せ

特定非営利活動法人 沖縄スーパービジョン研究会
権利擁護センター“Felix”設立準備室

☎ 098-861-1943 FAX 098-894-2142

担当：比嘉 政之 090-4343-7160 石川 和徳 090-9137-5429

